

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>別表第1 事務、技術、技能及び労務に関する職務を補佐する職務</p> <p>一 採用から3年の期間 (表は省略)</p> <p>この表は、<u>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則(以下「就業規則」という。)第7条第1項に定める期間</u>に適用する。</p> <p>二 3年を超えて雇用される期間 (表は省略)</p> <p>この表は、<u>就業規則第7条第3項の規定の適用を受ける者</u>に適用する。この場合において、本表の適用を開始する月は、<u>事務補佐員等としての有期労働契約の期間の始期が属する月(その日が月の中途であるときは、その日の属する月の翌月)</u>とする。</p>	<p>別表第1 事務、技術、技能及び労務に関する職務を補佐する職務</p> <p>一 採用から3年の期間 (表は省略)</p> <p>この表は、<u>事務補佐員等としての有期労働契約の期間の始期から3年の期間</u>に適用する。</p> <p>二 3年を超えて雇用される期間 (表は省略)</p> <p>この表は、<u>事務補佐員等としての有期労働契約の期間の始期から3年を超える者</u>に適用する。この場合において、本表の適用を開始する月は、<u>有期労働契約の期間の始期が属する月(その日が月の中途であるときは、その日の属する月の翌月)</u>とする。</p>	

附 則(平成30年4月1日細則第7号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。